

## アスファルト混合物事前審査委員会規則

平成 9年 4月  
平成 17年 4月 (改定)  
平成 20年 2月 (改定)  
平成 22年 11月 (改定)

## 目 次

	頁
第1条 目 的	1
第2条 委員会の業務	1
第3条 委員会の開催	1
第4条 委員会の成立条件	1
第5条 委員会の代行	1
第6条 委員会の解任	1
第7条 立入調査部会の業務	1
第8条 アドバイザー	1
第9条 立入調査部会の開催	1
第10条 立入調査部会の成立条件	2
第11条 部会長の代行	2
第12条 委員会等の運営	2
第13条 立会審査及び立入調査の遂行	2
第14条 守秘義務	2

(目的)

第1条 本規則は、「アスファルト混合物事前審査制度要領」(以下、「制度要領」という。)に基づき「アスファルト混合物事前審査制度に関する検討委員会」(以下、「制度検討委員会」という。)が設置する「アスファルト混合物事前審査委員会」(以下、「委員会」という。)及び委員会内に設置する立入調査部会について定めたものである。

(委員会の業務)

第2条 委員会は制度要領6.の業務を実施するものとする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、年4回の開催とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時開催できるものとする。

(委員会の成立条件)

第4条 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立するものとする。

(委員長の代行)

第5条 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行することができるものとする。

(委員の解任)

第6条 委員に事前審査委員としてその信を汚す行為があった場合は、委員会で審議の上、制度検討委員会の長が解任することができるものとする。

(立入調査部会の業務)

第7条 立入調査部会は制度要領7.の業務を実施するものとする。

(アドバイザー)

第8条 立入調査部会にアドバイザーを置くことができるものとする。

2. 前項のアドバイザーの任期は2年とする。但し、留任を妨げない。

3. 1項のアドバイザーの業務は立会審査及び立入調査時等における部会員への専門的事項に関する助言とするものとする。

(立入調査部会の開催)

第9条 立入調査部会は、部会長が必要と認めたときに開催するものとする。

(立入調査部会の成立条件)

第10条 立入調査部会は、部会員の過半数以上の出席を以て成立するものとする。

(部会長の代行)

第11条 部会長に事故ある時は副部会長がその職務を代行することができるものとする。

(委員会等の運営)

第12条 委員会等の運営に関する事務は、審査事務局が行うものとする。

(立会審査及び立入調査の遂行)

第13条 部会長は、委員長の命を受けて部会および立会審査ならびに立入調査を指揮するものとする。

2. 部会員は、部会長の命を受けて立会審査および立入調査を遂行するものとする。

(守秘義務)

第14条 委員、部会員およびアドバイザーは、委員会や部会、立会審査及び立入調査の業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(付 則)

規則は、平成 9年 4月 1日施行

平成17年 4月 1日改定

平成20年 2月13日改定

平成22年11月12日改定